

認知症

オレンジガイド

～認知症になっても自分らしく安心して暮らすために～



岐阜市

認知症の状態と対応の仕方

アルツハイマー型認知症の状態例・利用できるサービス・支援の一覧

★認知症は少しずつ進行し、症状が変化していきます。また、症状が良くなったり悪くなったりを繰り返すこともあります。家族や周囲が認知症を理解し、状態に合わせた対応をしていくことが大切です。

★症状の進行には個人差があります。

介護サービス P11 12

認知症の状態 ご本人の様子 の例		日常生活は自立		見守りがあれば生活は自立		日常生活に手助けが必要		日常生活全般に介護が必要	
		気づき・認知症疑い		初 期		中 期		後 期	
		・もの忘れなどが多い が自立して生活		・頭の中にもやがかったよう ・約束が思い出せない ・物事が覚えにくい ・やる気がでない ・物盗られ妄想のトラブル		・徘徊や妄想が多くなる、興奮しやすい ・着替え・食事・排泄が上手にできない ・ついさっきのことを忘れる ・時間や場所がわからない ・尿や便の失禁が増える ・家族の顔や使い慣れた道具がわからない		・表情が乏しい ・車いす・ベッドでの生活が中心になる ・食事をとることが難しくなる ・言葉による意思表示・理解が困難になる	
家族の気持ちの例 心構え		戸惑い、否定、年齢のせい		混乱、認知症に振り回されてしまう、自分だけなぜ、拒絶、介護の疲れ				割り切り、受容、どう看取るか	
		・いつもと違う、何か様子がおかしい と思ったら、早めに相談する ・家族の気づきがとても大切		・接し方の基本やコツなどを理解する ・家族間で介護について話し合っておく		・介護者が健康管理する ・介護サービスの利用		・日常生活でできないことが増え、肺炎、脱水 症、低栄養などの合併症も起こりやすいこと を理解する	
		学び、理解しましょう！仲間を作って、情報収集！				がんばりすぎないで！自分の健康管理も大切！自分を変えてあげて！！			
本人・家族を支援する 主な制度やサービス等	相談	地域包括支援センター・ケアマネジャー等							
	家族支援	認知症のひとと家族の会・介護者のつどい・認知症カフェ							
	医療 相談	かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局							
		認知症疾患医療センター							
		訪問看護・訪問診療							
	介護予防 悪化予防	地域のサロン・老人クラブ・サークル活動等							
		○ 介護予防・日常生活支援総合事業							
	安否確認 見守り	地域での支え合い活動・民生委員・認知症サポーター							
		配食による安否確認事業・愛の一声運動・緊急通報システム							
		徘徊SOSネットワーク・高齢者見守りネットワーク							
生活支援	配食サービス								
権利擁護	権利擁護・日常生活自立支援事業・成年後見制度								
通所 介護等	○ 訪問介護・通所介護・訪問看護・小規模多機能居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護などの介護保険サービス								
住まい	○ グループホーム								
	○ 介護老人福祉施設								

目 次

1 はじめに	1
2 正しく知ろう『認知症』	
認知症とは	1
老化と認知症の違い	2
認知症を引き起こす原因	2
3 早期発見と対応の仕方	
早期発見のためのチェックシート	3
本人の思いを理解した対応について	4
4 若年性認知症について	
早期受診・早期診断が重要です	5
医療機関への受診	5
若年性認知症の方の相談機関・利用できる制度	6
就労について	6
5 在宅で安心して介護を行うために	
岐阜市オレンジ手帳について	7
介護マークを活用しましょう	7
6 認知症の人を支えるサポート	
(1) 相談機関	
かかりつけ医	8
認知症疾患医療センター	8
岐阜市地域包括支援センター	9
行政機関・その他の行政機関・家族支援など	10
(2) 利用できる制度	
介護保険サービス	11・12
若年性認知症の方も利用できる制度	11
高齢福祉サービス	13
日常生活・金銭管理のサポート	13
・日常生活自立支援事業	13
・成年後見制度	13
・岐阜市成年後見センター（高齢福祉課内）	13
(3) 地域での支援	
認知症サポーター	14
徘徊 SOS ネットワーク	14
認知症と診断をされた方の運転免許に関する相談	14
認知症高齢者等見守り事業	15
地域のお出かけ先の紹介	16
・ふれあい・いきいきサロン	16
・認知症カフェ	16

1 はじめに

*この冊子を手にとってください、あなたへ

「認知症ってどんな病気？」

「最近物忘れが気になるわ。今までできたことがうまくできなくなった。これって認知症かしら？」

「認知症かも・・・どこに相談すればいいのかな？」

「自宅で生活したいけど、どんなサービスがあるのかな？」

こんな疑問、誰もがもちではないでしょうか。

そんな『疑問の解決』や『自宅での生活を続ける』ための
お手伝いをさせていただくパンフレットです。

自分や身近な方に「気になる症状が現われた」とき
不安になっても一人で悩む事はありません。

自分や身近な方の変化に気が付いたら

まずは、かかりつけの医師や地域包括支援センターなどに相談しましょう。

また、介護を受けている方は、現在の症状や家庭環境に合った
必要なサービスを利用できているでしょうか。

悩みを一人で抱え込まず支援機関に相談しましょう。

2 正しく知ろう『認知症』

* 認知症とは *

認知症は、脳や体の病気が原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態をいいます。

認知症は誰がかかると可能性のある病気です。「年のせい」「しばらく様子をみよう」と、つい放っておくと、症状が悪化してしまうことも少なくありません。

認知症を正しく理解して、早い段階から対応していくことが何よりも大切です。

＊老化と認知症の違い＊

●加齢によるもの忘れ●	●認知症によるもの忘れ●
経験したことは覚えているが、部分的に思い出せない	経験を全部忘れる
目の前の人の名前が思い出せない	目の前の人が誰かわからない
物の置き場所が思い出せない	置き忘れ、紛失がよくある
何を食べたか思い出せない	食べたこと自体を忘れる
約束をうっかり忘れる	約束したこと自体忘れる
物覚えが悪くなったように感じる	数分前の記憶がない
曜日や日付を間違えることがある	月や季節を間違える

＊認知症を引き起こす原因＊

	主な認知症の原因	症状
アルツハイマー病 (アルツハイマー型認知症)	脳の神経細胞にたんぱく質のゴミがたまって細胞が破壊され脳が小さく（萎縮）になっていく病気	○少し前のことを忘れる ○同じことを何度もいう ○帰り道がわからない ○同じものを何度も買う など
レビー小体型認知症	レビー小体といわれる異常なたんぱく質が脳内の神経細胞にたまる病気	○実際にいない人などが見える ○手足の動きがにぶくなる ○日により症状の程度が違うなど
脳血管性認知症	脳の血管が詰まる（脳梗塞）破れる（脳出血）ことにより血流が途絶えて脳細胞が死滅するために起こる	○もの忘れが多い ○意欲低下 ○転びやすい ○手足がしびれる ○急に泣いたり怒ったりするなど
前頭側頭型認知症	高度な判断や注意を集中させる働きを担う前頭葉や、記憶中枢にある側頭葉を中心とした脳が萎縮する病気	○我慢ができない ○万引き ○周囲への過干渉 ○わが道を行く ○じっとしていられない など

3 早期発見と対応の仕方

早期発見のためのチェックシート

～「認知症の人と家族の会」作成～

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| 1. 電話を切ったばかりなのに、相手の名前を忘れる | ☐ |
| 2. 同じことを何度も「言う」「問う」「する」 | ☐ |
| 3. しまい忘れ、置き忘れが増え、いつも探し物をしている | ☐ |
| 4. 財布、通帳、衣類などを「盗まれた」と人を疑う | ☐ |
| 5. 料理、片付け、計算、運転などのミスが多くなった | ☐ |
| 6. 新しいことが覚えられない | ☐ |
| 7. 話のつじつまが合わない | ☐ |
| 8. テレビ番組の内容が理解できなくなった | ☐ |
| 9. 約束の日時や場所を間違えるようになった | ☐ |
| 10. 慣れた道でも迷うことがある | ☐ |
| 11. ささいなことで怒りっぽくなった | ☐ |
| 12. 周りへの気遣いがなくなり、頑固になった | ☐ |
| 13. 自分の失敗を人のせいにする | ☐ |
| 14. 「このごろ様子がおかしい」と周囲の人から言われた | ☐ |
| 15. 一人になると怖がったり寂しがったりする | ☐ |
| 16. 外出時、持ち物を何度も確かめる | ☐ |
| 17. 「頭が変になった」と本人が訴える | ☐ |
| 18. 下着などを着替えず、身だしなみを構わなくなった | ☐ |
| 19. 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった | ☐ |
| 20. ふさぎこんで何をするのもおっくうがり、いやがる | ☐ |



認知症は症状が軽い段階から医療機関にかかり、適切な治療や生活の支援を受けることで、症状が軽減したり進行を遅らせることができます。このチェックリストは医学的な診断基準ではなく、あくまでひとつの目安ですが、いくつかあてはまるようであれば早めにかかりつけ医や相談窓口にご相談されることをお勧めします。

早期発見・早期治療が大切です

～認知症の人への対応の心得～

“3つの「ない」”

- ①驚かせない
- ②急がせない
- ③自尊心を傷つけない

認知症の方を初めて介護をする方は、様々なことに戸惑われ、ご苦労はたいへんなものでしょう。認知症という病気や本人の思いを理解することにより、ちょっとした配慮や工夫ができるようになります。認知症を患うと、もの忘れが多くなり、理解や判断する能力の低下などによって、物事をうまく行うことが難しくなってきます。認知症の初期の頃には、本人はそのことを理解していますので「うまくできない、恥ずかしい、家族の手を煩わせるのではないか」等と心のどこかで不安を抱いています。本人の思いを理解して安心して落ち着ける雰囲気づくりを行い、ストレスをかけないように心掛けることで、症状や行動障害を和らげることができます。いつも笑顔で接して、安心感を与えることが大切です。

～具体的な対応の7つのポイント～

まずは見守る

相手に目線を合わせて
やさしい口調で

余裕をもって対応する

おだやかに、
はっきりした話し方で

声をかけるときは1人で

相手の言葉に耳を傾けて
ゆっくり対応する

後ろから声をかけない

4 若年性認知症について

一般的に高齢者に多い認知症ですが、65歳未満で発症した場合「若年性認知症」とされます。認知症を引き起こす原因となる疾患は高齢者も若年性も同様で多くは進行性の脳の病気によるものです。

若年性認知症は働き盛りの世代で発症するため、休職や退職により経済的な問題や子どもの養育や親の介護時期と重なりご本人だけでなく、ご家族の生活への影響が大きくなります。

*** 早期受診・早期診断が重要です！！ ***

診断が遅れることがある

若年性認知症の場合、多くの人が現役で仕事や家事をしているので認知機能が低下すれば支障に気づかれやすい。しかし、認知症のせいとは思わず、疲れや更年期障害、あるいはうつ状態などほかの病気を疑うことが多く、認知症の症状が目立つようになってから診断されることも少なくありません。

3ページの「早期発見のためのチェックシート」を参考にいくつかあてはまる項目があれば早めにかかりつけ医や相談窓口にご相談しましょう。

早期受診・早期診断のメリット

- ・早期治療によって**進行を遅らせることにより**、本人の日常生活動作（ADL）や生活の質（QOL）を維持できる。
- ・早期であれば理解力や判断力が保たれているので病気を受け入れ**今後の人生設計をする時間をもつことができる**。
- ・配置転換など職場の配慮があれば**働き続けることが可能な場合がある**。

*** 医療機関への受診 ***

受診先について

- ・まずはかかりつけ医に相談しましょう。

身近に日頃かかりつけの医療機関があれば相談してみましょう。専門医療機関を受診する場合も紹介状を書いてもらうとスムーズです。

- ・職場の産業医に相談する。

仕事に支障が出て気づかれた方は、職場に産業医がいる場合は仕事の内容や雇用管理などにも協力してもらえます。また、専門医療機関に紹介状を書いてもらうこともできます。

- ・専門医療機関

認知症疾患医療センター（8ページに掲載）や「もの忘れ外来」など認知症を専門に診ている科を受診しましょう。

受診時の心構え

本人の普段の様子をよく知っている人が付き添って受診しましょう。

家族から見た以前とは違う様子や行動は医師の問診の参考になり診断するうえでも重要なポイントです。今までかかった病気やけが、いつ頃からどのような変化があったかなどを医師にわかりやすく伝えるため、具体的に記したメモ等を持参していくとよいでしょう。

若年性認知症の方の相談機関・利用できる制度

・相談機関

若年性認知症の相談機関として岐阜県若年性認知症支援センターや若年性認知症コールセンターがあります。（10 ページ「その他の相談機関」を参照）

・若年性認知症の方も利用できる制度（11 ページ）を参照。

就労について

認知症と診断されても、体調が安定していれば必ずしも仕事を辞める必要はありません。慣れた職場や人間関係の中で、できるだけ長く働けるよう、上司や産業医に相談し、職場の理解を得ましょう。

できるだけ長く働くためにできること…

- 上司や人事担当者、産業医へ相談し職場で話し合い本人にあった仕事に配置転換してもらう。
- 「精神障害者保健福祉手帳」や「身体障害者手帳」の取得により障がい者雇用に切り替えや障がい者の就労支援サービスを利用する。

※ 就労についての相談は岐阜市地域包括支援センター（9 ページに掲載）や岐阜県若年性認知症支援センター（10 ページに掲載）などの相談機関を通じて適切な支援機関を紹介してもらいましょう。

5 在宅で安心して介護を行うために

岐阜市オレンジ手帳について

《介護連絡手帳（旧ふれあい手帳）の別冊》

オレンジ手帳の目的



オレンジ手帳は、本人とご家族の安心感を高め、住み慣れた地域で自分らしく充実した生活が続いていくための手帳です。円滑な治療や介護を行うために、症状の経過やお薬、受診の予定などの情報を手帳に記入し、ご本人やご家族、かかりつけ医やケアマネジャー、地域包括支援センター、介護サービス機関などで共有し地域での生活を支えています。

対象者

認知症または、認知症の疑いのある方で 在宅で医療および介護サービスを利用している方、入院中または入院を予定している岐阜市民の方

手帳の利用方法

介護サービスを利用される方へ配布される「介護連絡手帳」（旧ふれあい手帳）のバインダーに綴じ込み、医療機関の受診、介護保険サービス等の利用時にお持ちください。

配布している機関

医療機関・認知症疾患医療センター・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所などで配布しています。

介護マークを活用しましょう

「介護マーク」をご存じですか？「介護マーク」は認知症や障がいがある方を家族が介護していることを知らせるもので、介護をする方が周囲の理解を得ることにつながります。男性介護者が女性用下着を購入するとき、公共のトイレで付き添うときなど、介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいときにご活用ください。また、周囲に「介護マーク」をつけている人を見かけたら温かく見守っていただくようお願いいたします。「介護マーク」は、岐阜市役所介護保険課・高齢福祉課、地域包括支援センターにて配布しています。



6 認知症の人と家族を支えるサポート

(1) 相談機関

* かかりつけ医 *

『かかりつけ医』とは、日常的な診療や健康管理をしてくれる身近なお医者さんのことです。普段の健康状態を把握しているかかりつけ医に、ささいな変化や悩みも気軽に相談できます。また、お近くの精神科や心療内科などの、もの忘れ外来を行っている医院などへも相談できます。

* 認知症疾患医療センター *

ご本人やご家族、関係機関からの認知症に関する様々な相談に専門の相談員が応じます。ご来院いただき、認知症かその他の病気ではないか必要な検査を行い、総合的に判断をします。診断に基づきご家族や関係機関を交えて個々に応じた治療などの方針を検討します。

《岐阜県の認知症疾患医療センター》

	【機関名】	【電話番号】	【所在地】	【受付時間】
岐阜 地 区	公益社団法人岐阜病院 認知症疾患医療センター	247-2118	日野東 3 丁目 13 番地 6 号	月～金曜日 9 時～17 時
	医療法人香風会黒野病院 認知症疾患医療センター	234-7038	洞 1020 番地	月～金曜日 9 時～15 時
	岐阜市民病院 認知症疾患医療センター	251-5871	鹿島町 7 丁目 1 番地	月～金曜日 9 時～15 時
そ の 他	医療法人静風会大垣病院 認知症疾患医療センター	0584- 75-5031	大垣市中野町 1 丁目 307 番地	月～金曜日 9 時～15 時
	医療法人清仁会のぞみの丘ホス ピタル認知症疾患医療センター	0574- 27-7833	美濃加茂市蜂屋 町上蜂屋 3555 番地	月～金曜日 9 時～15 時
	医療法人春陽会慈恵中央病院 認知症疾患医療センター	0575- 79-3038	郡上市美並町 大原 1 番地	月～金曜日 9 時～15 時
	医療法人仁誠会大湫病院 認知症疾患医療センター	0572- 63-2397	瑞浪市大湫町 121 番地	月～金曜日 9 時～15 時
	特定医療法人生仁会須田病院 認知症疾患医療センター	0577- 72-2213	高山市国府町 村 山 235 番地 5	月～金曜日 9 時～16 時 30 分 土曜日 9 時～11 時 30 分

＊岐阜市地域包括支援センター＊

『地域包括支援センター』は、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らすための『総合相談窓口』です。認知症についての病院受診、介護サービスの利用、日々の生活での心配事など、何でもご相談ください。

【担当地区】	【地域包括支援センター名】	【電話番号】	【所在地】
金華・京町・明德・本郷	中央北	213-0128	京町2丁目12番地
徹明・木之本	中央西	215-7616	昭和町2丁目10番地3
梅林・白山・華陽	白梅華	266-8388	長旗町2丁目19番地
島・城西	島城西	232-5088	西島町2番11
早田・則武	清流	201-6204	鷺山向井2563-18-5
木田・七郷・合渡	西部	251-6541	寺田7丁目86番地1
黒野・方県・西郷・網代	岐北	234-3933	黒野176番地5
長良・長良西・長良東	長良	231-8188	長良2977番地3の1
鷺山・常磐	北部	295-4510	南蝉2丁目122番地 北川ビル1F
岩野田・岩野田北	岩野田	214-4640	栗野東5丁目173-1
藍川・三輪南・三輪北	北東部	241-7003	岩井4丁目10-1
本荘・三里	三里本荘	215-7655	本荘2938番1 江崎ビル1F
市橋・鏡島	精華	252-3066	鏡島南1丁目1番10号
鶉・日置江・柳津町	境川	276-1163	中鶉3丁目14番地
加納東・加納西・茜部	南部	275-0173	茜部菱野1丁目65番地2 河ハビル1階B号室
厚見	厚見	214-4001	東明見町17-1
長森南	長森南	247-8160	蔵前4-19-5
日野・長森北・長森西・ 長森東	長森	245-2855	塩町2丁目32
岩・芥見・芥見東・ 芥見南	東部	243-0593	芥見3丁目175-1

* 行政機関など *

【機関名】	【電話番号】	【詳細】
岐阜市役所 介護保険課	214-2089	介護保険に関する相談など
岐阜市役所 高齢福祉課	214-2090	高齢者福祉に関する相談など
岐阜市保健所 地域保健課	252-7191 (予約制)	専門医師による相談を受け付けます 精神保健相談
岐阜市消費生活センター ※消費生活に関する契約トラブル、振り 込め詐欺などの苦情や相談を受け付けま す。	214-2666	平日 8:45~17:30 (土日祝日・年末年始は休み)

* その他の相談機関 *

【名称】	【電話番号】	【受付時間】	【詳細】
認知症の 電話相談	058-214-8690	電話に出られないこともあり ます。	公益社団法人 認知症の人と家族の会 岐阜県支部
福祉に関する相談	058-255-5511	月～金曜日(祝日除く) 9時～17時	岐阜市社会福祉協議会
認知症 110 番	0120-654-874	月・木曜日(月曜が休 日の場合は原則翌火曜) 10時～15時	公益財団法人認知症予防財団
岐阜県若年性認知症 支援センター	0584-78-7182	月～金曜日 (土日祝日除く) 9時～15時	大垣病院内
若年性認知症コール センター (電話相談)	080-0100-2707 (通話無料)	月～土曜日 (年末年始・祝日除く) 10時～15時	相談員が対応 社会福祉法人仁至会認知症介護 研究・研修大府センター

* 家族支援など *

認知症のある方と生活していく中で、励ましあい、助け合える仲間がいるということはたいへん心強いものです。下記に紹介した「つどい」では、同じようなお気持ちを抱えているみなさんと、日頃の悩みをお話したり、関わりのヒントなどの情報を共有し、気持ちが少しでも楽になれるような支援を行っています。

【名称】	【電話番号】	【詳細】
認知症介護者の つどい	090-5112-3615 岐阜県支部	○毎月県内各地で介護家族の「つどい」を開催しています。 <定期開催> 公益社団法人「認知症の人と家族の会」

※上記以外にも家族のつどい・本人のつどいやカフェが多数ございます。(別冊「認知症カフェ・介護者のつどいのご案内」をご覧ください)お近くの地域包括支援センター(P9)へご相談ください。

(2) 利用できる制度

介護保険サービス（詳細はP12）

65歳以上の方は、介護や支援が必要になったときに、岐阜市の認定などを受けてサービスが利用できます。

40歳～64歳までの方は、介護保険の対象となる病気（特定疾病 16 種類〈例：初老期における認知症〉）が原因で、介護や支援が必要になったときに、岐阜市の認定を受けてサービスが利用できます。

認定の介護度により受けられるサービスが違います。また、P12で紹介したサービス以外にもございますので、介護保険課発行の「ぎふ市の介護保険」をご参照ください。

【問い合わせ先】

○申請・利用に関して

お近くの地域包括支援センター（P9）

または岐阜市役所 介護保険課 214-2089

○介護サービス内容の変更に関して

担当のケアマネジャー等へご相談ください

若年性認知症の方も利用できる制度

精神障害者保健福祉・身体障害者手帳の取得

認知症と診断されると「精神障害者保健福祉手帳」の該当となる場合があります。主治医にご相談ください。

【問い合わせ先・申請窓口】	岐阜市中保健センター	252-0632
	岐阜市南保健センター	271-8010
	岐阜市北保健センター	232-7681
	岐阜市保健所地域保健課	252-7191

身体症状がある場合には「身体障害者手帳」に該当する場合があります。

【問い合わせ先・申請窓口】	岐阜市役所 障がい福祉課	214-2135
---------------	--------------	----------

自立支援医療（精神通院医療）

認知症で通院治療している場合、指定されている医療機関や薬局の窓口で支払う医療費の自己負担が1割に軽減される場合があります。なお、世帯の所得や疾病等に応じて自己負担の上限額が定められています。

【問い合わせ先・申請窓口】	岐阜市中・南・北保健センター 岐阜市保健所地域保健課
---------------	-------------------------------

障害年金

障害や病気によって生活や仕事に支障が出た時に受け取ることができる公的年金です。

【問い合わせ先】	岐阜市役所 国保・年金課	214-2086
	岐阜北年金事務所	294-6364
	岐阜南年金事務所	273-6161

自宅で受けるサービス

●訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員に居宅を訪問してもらい、入浴など身体介護や調理など生活援助が受けられます。

●訪問看護

疾患などを抱えている人が、看護師などに居宅を訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理などを受けられます。

●訪問入浴介護

看護師や介護職員に移動入浴車で訪問してもらい、浴槽の提供を受け介護が受けられます。

●訪問リハビリテーション

機能訓練の専門家に訪問してもらい、機能訓練を受けられます。

施設に通いサービスを受ける

●通所介護

通所施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などの支援を日帰りで受けられます。

●通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、リハビリテーションが日帰りで受けられます。

自宅で生活環境を整える

●福祉用具貸与・購入、住宅改修

一定の福祉用具の貸与や購入、手すりの取り付け・段差解消などの住宅改修が受けられます。

介護予防・日常生活支援総合事業

●訪問型サービス・通所型サービス

高齢者の介護予防と自立した生活の支援を目的とし、訪問や通所にて生活支援が受けられます。

短期間施設に泊まってサービスを受ける

●短期入所（ショートステイ）

生活介護：介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事や入浴など日常生活上の支援や、機能訓練が受けられます。

療養介護：介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的管理のもとで日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。

入所施設サービス

●介護老人福祉施設

常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。（原則要介護3以上対象）

●介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。（要介護1以上対象）

地域密着型サービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスで、原則岐阜市内にお住まいの方が利用できるサービスです。

●小規模多機能型居宅介護・

看護小規模多機能型居宅介護

住み慣れた自宅・地域、なじみのスタッフや環境の中で、通所サービスを中心に、訪問や短期入所を組み合わせ、日常生活の介護や看護のケアが受けられます。

●認知症対応型通所介護

認知症の人が、食事・入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどを日帰りで受けられます。

●認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）

認知症の方が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

高齢福祉サービス

高齢福祉サービスには、配食による安否確認事業、「愛の一声運動」推進員設置事業、高齢者見守りネットワーク事業、緊急通報システムなどがあります。

【問い合わせ先】 岐阜市役所 高齢福祉課 《直通》 214-2172

日常生活・金銭管理のサポート

日常生活自立支援事業

判断能力や日常生活に不安のある方が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や、支払い、預貯金の出し入れなどをサポートする制度です。利用に際しては、利用支援計画を作成（無料）し、契約後にサービス開始となります。

●**対象者**：認知症高齢者、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力や日常生活に不安がある方
（施設や病院などで生活している方も含む）

【問い合わせ先】 社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会

岐阜地区福祉サービス利用支援センター 252-6661

成年後見制度

●**成年後見**：認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所が援助者を選び、その方を保護する制度です。その方の判断能力の程度により、後見、保佐、補助の3種類に分かれます。

●**任意後見**：本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおく制度です。

【問い合わせ先】 ○利用に関する相談

○申請について

お近くの地域包括支援センター（P9）

岐阜家庭裁判所 後見係

262-5345

岐阜市成年後見センター(高齢福祉課内)

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力に不安を抱えている方が、**住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、本人の意思を尊重して、生活や財産を守る成年後見制度**の利用を支援する機関で、**高齢福祉課内に設置しています。**

●場 所 岐阜市役所 1 階 高齢福祉課内

●開設時間 月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）

午前8時45分～午後5時30分

●業務内容 ①講演会や研修会などを開催し、成年後見制度を「周知・啓発」

②生活や財産に関する困りごとの「相談支援」（無料）

③後見人と福祉関係者をつなぐ「後見人支援」

【問い合わせ先】 岐阜市成年後見センター 電話：058-269-5501

(3) 地域での支援

* 認知症サポーター *

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り、支援する応援者です。サポーターには、地域住民、金融機関、企業、スーパーマーケット、小・中・高等学校の生徒などの様々な方がいます。現在、「認知症サポーターキャラバン」が、全国で展開されています。認知症サポーターを一人でも増やし、安心して暮らせるまちを、みんなでつくっていくことを目指しています。



【認知症サポーター養成講座の開催・受講などについて】

【問い合わせ先】○お近くの地域包括支援センター (P9 参照)

○認知症疾患医療センター 黒野病院

(月1回の定期開催 要予約) 234-7038

* 徘徊SOSネットワーク *

岐阜市においては、「社会的弱者サポートネットワーク」が岐阜市防犯協会を中心に構築されています。認知症高齢者のほか、子ども・知的障がい者などもSOSネットワークの対象となり、行方不明時などの早期対応に努めています。

【問い合わせ先】

岐阜市防犯協会
(岐阜中警察署生活安全課内)

岐阜中警察署 生活安全課 263-0110

岐阜南警察署 生活安全課 276-0110

岐阜北警察署 生活安全課 233-0110

認知症の方を介護しているご家族へ

いざという時のために、認知症の方の衣服や持ち物に、氏名・住所・電話番号を書いておくと安心ですね。

* 認知症と診断された方の運転免許に関する相談 *

自動車等の運転に支障のある方、不安がある方およびその家族の皆さん等から、運転免許の更新が可能かどうかなど、事前に運転適性相談を受けています。

【問い合わせ先】岐阜県警察本部 運転免許課 安全運転相談ダイヤル #8080

月曜日～金曜日(祝日・休日・年末年始を除く)

8時30分～17時15分

* 認知症高齢者等見守り事業 *

認知症により行方不明となり保護されたことがある人を対象に、QRコードが印刷された見守りシール（40枚を1セット）を無料で交付します。このシールを対象者の衣服や持ち物などに貼ることで、行方不明となった場合に、発見者がスマートフォンなどで読み取ることによって、インターネット上の伝言板を通じて対象者のご家族と連絡などができます。見守りシールを利用されている人は、個人賠償責任保険事業に加入することができます。

●対象者：①～③に該当される人

- ① 岐阜市在住
- ② 自宅で生活している人
- ③ 認知症により行方不明となるおそれがある

●個人賠償責任保険事業：認知症の人が他人に怪我を負わせたり、他人の財物を損壊したことにより損害賠償責任を負った場合に、1事故につき1億円を限度に補償する保険に市が加入。

【問い合わせ先】 岐阜市役所 高齢福祉課 214-2090
地域包括支援センター（P9参照）

【利用イメージ】



↑「見守りシール」みほん



Memo

* 地域のお出かけ先の紹介 *

社会活動への参加や人とのふれあいは、認知症予防、進行を遅らせることにつながります。お近くの「ふれあい・いきいきサロン」や「認知症カフェ」に参加しませんか？

ふれあい・いきいきサロン

- 対象者 地区にお住まいの方（市内各地区で開催）
- 場所 公民館など
- 内容 「楽しく」「気軽に」「無理なく」をモットーに、お茶のみ会などの集う場を「定期的」に開催しています。お気軽にご参加ください。

【問い合わせ先】 社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会 255-5511

認知症カフェ

- 認知症の人やその家族、地域住民、介護福祉の専門家など誰でも気軽に集える場所です。
- 気軽にコーヒーやお茶を飲みながら話をし、講話を聴いたり情報を得ることもできます。
- 認知症について気軽に学び、同じ悩みを持つ方と繋がれ、専門的な相談もできます。
- 申し込みはいりませんので、喫茶店やカフェへ訪れる感覚で出かけてみてください。

※認知症カフェの開催場所や開催時間など詳しくは、別冊「認知症カフェ・介護者のつどいのご案内」をご覧ください。
※休止の場合もありますので、お問い合わせをしてから、お出かけください。

【問い合わせ先】

岐阜市役所 高齢福祉課 214-2090
お近くの岐阜市地域包括支援センター（P9）

認知症になっても、住み慣れた地域で
福祉サービスや地域の支えを活用して
自分らしく生き生きと希望を持って
暮らしましょう。